

## 崇城大学 学生支援センター規則

### (趣 旨)

第 1 条 この規則は、崇城大学学生支援センター（以下「センター」という）に関し必要な事項を定める。

### (目 的)

第 2 条 センターは、全学的立場から学生の修学面、生活面及び健康面等の支援業務を総合的に行い、また、教職員に対して必要な研修の企画・実施など学生支援活動の充実発展に寄与することを目的とする。

### (組 織)

第 3 条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要な職員
- (4) カウンセラー統括責任者
- (5) センター長が必要と認めた教職員

2 センター長は、学生部長をもって充て、センターの業務を総括する。

3 副センター長は、教職員の中からセンター長の推薦する者をもって充て、センター長の業務を補佐する。

4 第1項第1号から第3号の職員は、学長が任命する。

5 第1項第4号の職員は、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

6 第1項第5号の職員は、センター長の命を受け、各種支援業務に従事する。

### (業 務)

第 4 号 センターは、次に掲げる業務を行う。

2 学修に係る支援は、次の業務を行う。

- (1) 履修登録等に関すること
- (2) その他学生の学修支援全般に関すること

3 メンタルヘルスに係る支援は、次の業務を行う。

(1) 大学不適応や発達障害等の学生のカウンセリングに関する  
こと

(2) 課題を抱えた学生のカウンセリングに関すること

(3) その他学生のメンタルヘルス支援全般に関すること

4 生活に係る支援は、次の業務を行う。

(1) トラブル解決対応に関すること

(2) 生活支援に係る学内及び学外の諸機関との連携に関する  
こと

(3) その他学生の生活支援全般に関すること

5 障がい学生に係る支援は、次の業務を行う。

(1) 合理的配慮等支援の申し出に関すること

(2) 障がい学生に係る学内及び学外の諸機関との連携に関する  
こと

(3) その他学生の障がい支援全般に関すること

(4) 障がい学生支援に関する規程は、別に定める。

6 学生支援に係る研修については、次の業務を行う。

(1) 学内研修の企画と実施に関すること

(2) その他研修全般に関すること

(定例会・事例検討会)

第 5 条 センターは、情報共有等のため、定例会と事例検討会を毎月開催する。

(学生支援委員会)

第 6 条 第 2 条の目的及びセンターの管理運営に関する事項を審議するため、学生支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(学生支援委員会の組織)

第 7 条 支援委員会に関する規程は、別に定める。

(規則の改廃)

第 8 条 この規則の改廃は、支援委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

(事 務)

第 9 条 センターの事務は、センターにおいて処理する。

附 則

1. この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
2. この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
3. この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。